

住民基本台帳等人口調査要綱

平成3年2月27日統計部長決定
平成12年3月30日最終改正

1 調査の目的

この調査は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定める住民基本台帳の世帯数、人口、異動人口及び年齢構成並びに外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録者数を明らかにすることを目的とする。

2 調査の種類

- (1) 町丁別・年齢別調査
- (2) 毎月調査

3 調査の期日

- (1) 町丁別、年齢別調査は、毎年1月1日午前零時現在で行う。
- (2) 毎月調査は、毎月末日現在で行う。

4 調査事項

- (1) 町丁別・年齢別調査は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 町丁別の世帯数及び男女別人口
 - イ 年齢各歳別の男女別人口
- (2) 毎月調査は、次に掲げる事項のうち、アからオまでについては当該月間分の増減について、カについては、当該月末の登録者数について行う。
 - ア 世帯数
 - イ 男女別人口
 - ウ 他県間及び都内間移動の男女別人口
 - エ 出生及び死亡の男女別人口
 - オ その他の異動の男女別人口
 - カ 外国人登録人口

5 調査の方法

調査は、住民基本台帳法第37条に基づき区市町村長に対して、住民基本台帳から4の調査事項〔(2)のカを除く。〕についての資料を求めることにより行う。
また、4(2)のカについては、東京都の人口推計上必要であるので、資料の提出を求めることにより行う。

6 報告

報告の方法及び様式については、別に統計部長の定めるところによる。

7 結果の公表

集計結果については、公表する。